

香美市営業時間短縮要請協力金支給要綱

令和4年3月31日
告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、香美市内の事業者に対して営業時間の短縮要請（令和4年2月12日から同年3月6日までの間について高知県知事が行うものをいう。以下「時短要請」という。）が行われたことに伴い、時短要請の対象となる施設（以下「対象施設」という。）を香美市内で運営し、時短要請に応じた事業者に対して、香美市営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 協力金の支給の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 香美市内において運営する別表に掲げる対象施設に係る高知県営業時間短縮要請協力金（第2期 まん延防止）の支給決定を受けていること。
- (2) 高知県知事が時短要請を行った日（令和4年2月10日）以前から、法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、香美市内で別表に掲げる対象施設を運営する事業者（香美市外に本社がある事業者を含む。）で、大企業、中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人（社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいう。）であること。
- (3) 協力金の支給の申請をする日以後も香美市内で事業を継続する意思があること。
- (4) 香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、時短要請の期間の全日数（2月12日から3月6日までの23日間、定休日等含む。）に1万円を乗じて得た額とする。

2 香美市内で複数の対象施設を運営する事業者の場合は、1店舗又は1事業所ごとに算定し、協力金を支給するものとする。

(支給の申請)

第4条 協力金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、香美市営業時間短縮

要請協力金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 協力金の申請期間は、令和4年4月11日から同年6月30日までとする。
- 3 申請書類に不備等があり、修正又は追加の提出を求めてもなお令和4年7月22日までに適正に更正がなされない場合には、支給の申請を取り下げたものとみなす。

（支給の決定及び不支給の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の確認等により、その適否を審査し、香美市営業時間短縮要請協力金支給決定通知書（様式第2号）又は香美市営業時間短縮要請協力金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（協力金の返還）

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により協力金の支給を受けたときは、期限を定めて協力金を返還させることができる。

（整備保管）

第7条 第5条の規定により協力金の支給を受けた事業者は、証拠書類等を協力金の支給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき支給された協力金については、第6条及び第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

対象施設

区分	対象施設
飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、飲食店、料理店、喫茶店（カラオケ喫茶を含む。）又は居酒屋
旅館又はホテル （施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る。）	ホテル、旅館若しくは民宿、ペンション又はゲストハウス
施設内で大声を発するなど、飛沫感染のおそれが高い施設	カラオケボックス又はライブハウス